

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊留萌駐屯地
第346会計隊長 松島 聰

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
3HC31BB00160	3MJ31AN2120 0001		46
品名 または 件名			
留萌射撃場停弾提補修			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
陸上自衛隊留萌駐屯地留萌射撃場		納期または工期	
搬入場所		令和5年11月30日(木)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和5年9月25日（月）9時00分 駐屯地 談話室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 付紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- オ 令和4・5・6年度の全省庁統一資格申請において「役務の提供等」の「D以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- イ 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）
- ウ 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格がない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札
- エ 電報・電話及びFAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 「入札及び契約心得」に定める「暴力団排除に関する事項」に誓約し、記載していない者による入札
- キ 誓約した「暴力団排除に関する事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

ク 官側の承認を得ていない同等品による入札

(4) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。

ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

エ 郵便による入札を認める。この際、封筒に「留萌射撃場停弾提補修入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便（簡易書留可）にて令和5年9月25日（月）08時30分まで陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊へ必着とする。

オ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は別示する。この際「入札書」を郵便により送付する場合は、再度入札日の前日の17時00分までに陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊へ必着しているものとする。

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と誓約し、記載すること。

(7) 入札及び契約に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊 契約班（担当：小松）

TEL 0164-42-2655 (内 746)

(8) 公告掲示場所

ア 掲示場所：陸上自衛隊留萌駐屯地、陸上自衛隊札幌駐屯地、陸上自衛隊旭川駐屯地、留萌商工会議所

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

ウ 掲示期間：令和5年9月14日～令和5年9月25日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

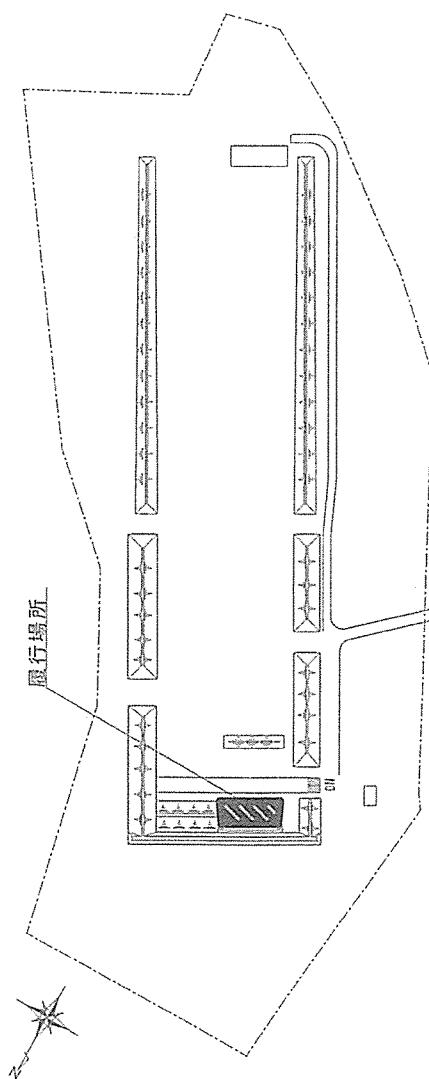
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

特記仕様書

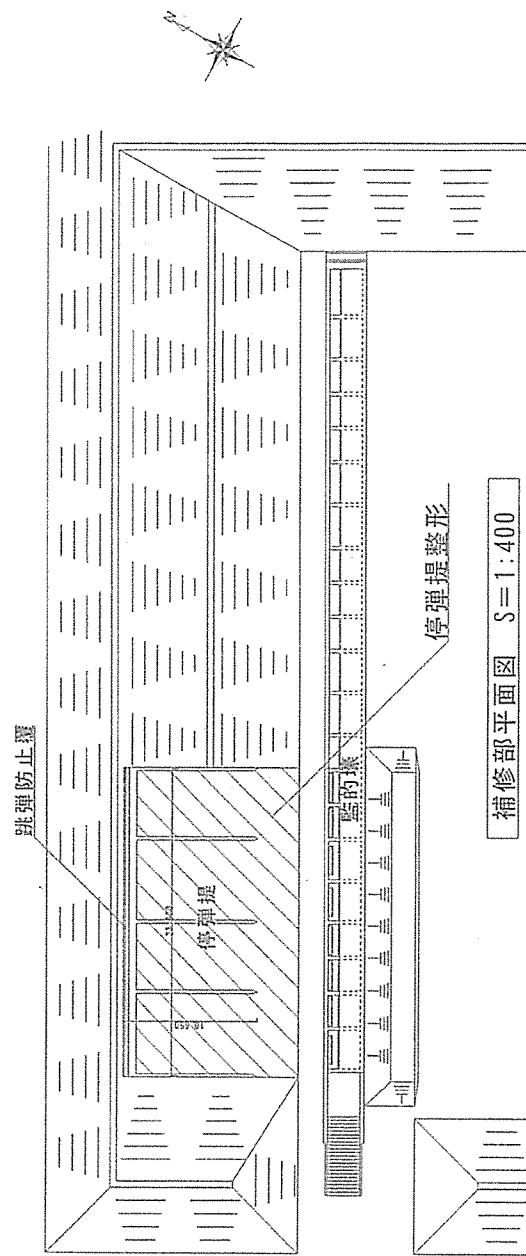
- 1 件名：留萌射撃場停弾堤補修
 2 履行場所：北海道留萌市留萌町エトウエンベツ
 3 概要：射撃場 停弾堤整形 1式

4 特記事項

章項目		特記事項		
II 1 整形		(1) 作業実施にあたり、停弾堤内の無石土は停弾堤内に留めるものとし、停弾堤外への持ち出しあらないものとする。 (2) 作業実施により履行場所以外の射撃場敷地を重機等の運行により変形やみだれが生じた場合は、現状復旧するものとする。		
停弾堤整形				
I 1 総則		本補修は本仕様書に基づき施行し、特記のない事項については、防衛省整備計画局制定「土木工事共通仕様書」及び一カー仕様により履行する。		
I-2 種義及び軽微な変更		仕様書と図面との内容と相違がある場合や明示のない場合、又は疑惑が生じた場合、又は監督官と協議し、その指示により履行する。但し、受注金額等の変更是行わない。		
I-3 材料		(1) 本補修に規定する材料は、仕様書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、それ以外の材料を使用する場合は、仕様書に定めの品質及び性能を有することとを証明する資料を提出し監督官の承認を受けるものとする。場合には、監督官の承認を受ける工法でない場合は、監督官の承認を受ける工法の指定期間を超過して施工する場合は、監督官の承認を受けるものとする。 (2) 受け取った材料は、当該商品又は同等品を用いるものとし、その他の材料は、監督官の承認を受けるものとし、同等品を使用する場合には、監督官の承認を受けるものとし、同等品を用いる場合には、監督官の承認を受けるものとする。 (3) 仕様書において商品名等が記載された材料は、監督官の承認を受けるものとする。 (4) 仕様書には、業務責任者を常駐させ専務者の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (5) 危険性のある場所には、危険標示等の処置を行う。 (6) 危険現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは厳禁とする。 (7) 损害賠償等に施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に通報すると共に、受注者の責任において復旧する。 (8) その他、官側の規則等に従う。		
I-4 現場管理		(1) 本補修には、業務責任者を常駐させ専務者の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (2) 本補修には、常に諸材料その他の整理整頓及び清掃を行いう。		
I-5 書類		本補修に必要な書類の手続等は、監督官の指示に従い遅滞なく行う。		
I-6 電気及び水		本補修に必要な電気及び水は受注者の負担で準備する。		
I-7 発生材		(1) 金属類については鋼鉄とと共に官側に引継ぎ、官側の指定する場所へ集積するものとし、その際、飛散防止等はは官側の責任において合法的に処分し、処分終了後は、(2) その他廃棄物の責任は受注者とEサドト共同の責任とし、Eサドトの写真を提出する。		
I-8 写真		本補修の写真は、受注者により撮影（デジタルカメラ撮影可）し、アルバム等に整理のうえ監督官に提出する。		
I-9 後片付け		本補修終了後、現場の後片付け及び清掃を行う。		
I-10 完了検査		本補修の終了に際し、監督官が指定する書類を提出し、検査官の検査を受ける。		
II 1 整形		S=1/50,000		
II 2 施設		件名 留萌射撃場停弾堤補修 図面番号 1 / 3 施設別 管理科長 岩崎班長 工事監理係 施設管理係 設備課長 特記仕様書・案内図 撮影箇所 完了後 津村		
II 3 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 4 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 5 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 6 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 7 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 8 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 9 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 10 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 11 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 12 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 13 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 14 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 15 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 16 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 17 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 18 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 19 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 20 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 21 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 22 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 23 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 24 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 25 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 26 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 27 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 28 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 29 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 30 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 31 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 32 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 33 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 34 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 35 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 36 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 37 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 38 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 39 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 40 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 41 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 42 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 43 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 44 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 45 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 46 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 47 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 48 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 49 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 50 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 51 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 52 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 53 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 54 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 55 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 56 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 57 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 58 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 59 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 60 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 61 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 62 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 63 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 64 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 65 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 66 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 67 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 68 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 69 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 70 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 71 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 72 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 73 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 74 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 75 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 76 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 77 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 78 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 79 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 80 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 81 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 82 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 83 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 84 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 85 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 86 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 87 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 88 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 89 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 90 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 91 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 92 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 93 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 94 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 95 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 96 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 97 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 98 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 99 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 100 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 101 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 102 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 103 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 104 施設		監督官 撮影箇所 完了後		
II 105 施設		監督官 撮影箇所 完了後		



射击場配置図 $S = 1:2500$



補修部平面図 $S = 1:400$

件名	留萌射撃場停弾堤補修	図面番号	2 / 3
種別	配管図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊留萌駐屯地業務課 令和5年9月14日			

